

東京自治労連 2012 年国民春闘方針

2012 年 1 月 21 日 第 40 回中央委員会

I. はじめに

野田首相は 11 月 13 日、2009 年及び 2010 年の民主党マニフェストに一言も触れていない T P P (環太平洋連携協定)への交渉参加を、A P E C (アジア太平洋経済協力会議)において表明しました。この問題について経済アナリストの森永卓郎氏は、「……分かりやすく言えば、アメリカが参加せよと言っているのだから、それを拒否したら日本をアメリカの軍事力で守ってもらえなくなるということだ」述べています (信濃毎日新聞 11 月 9 日付)。さらに同氏は、「インド建国の父、マハトマ・ガンジーは、……地元の雇用と所得を奪っていく自由貿易と近代工業に反対したのだ」と続け、アメリカに対して『非暴力・不服従』を貫いたガンジーの態度が、今の (日本) 政府に欠けている」と結んでいます。「アメリカが軍事力で日本を守っている」という意見にはくみする訳にはいきませんが、T P P 問題をわかりやすく平易な言葉で表現しています。

昨年末から年初の動きだけを見ても野田内閣の暴走は続き、情勢は大きく変化しています。消費税の増税と衆議院比例定数削減をセットで行うという「社会保障と税の一体改革」を閣議に報告するとともに、辺野古への米軍基地移設に向けた環境アセスメント評価書を、当初は宅配便、失敗すると早朝未明に県庁守衛所に持ち込むという前代未聞の暴挙を行いました。T P P (環太平洋連携協定)参加問題では、アメリカ議会から早くもコメ、牛肉、優勢などで、身勝手な要求を押し付けられています。このような野田政権に対して国民の怒りは広がり、世論調査でも、とうとう「不支持」が 50%を超えるところまで低落し、野田政権との真正面からの国民的大闘争が必至です。

2012 年春闘は、東日本大震災からの復興を国民本位で実現することが求められているとともに、円高、不況というかつてない厳しい情勢の下でのたたかいです。アメリカと財界言いなりの内閣とのたたかいでもあります。「社会保障と税の一体改革」、T P P や普天間基地問題を強行しようとする野田内閣と真正面から対決し、大幅賃上げを勝ち取り、内需主導で経済の活性化を図って国内消費を増大させることが必要です。財源はあります。大企業の内部留保は増えに増え、ついに 260 兆円を突破しました。大企業に社会的責任を果たさせ、溜め込んだ巨額の内部留保のごく一部を国民・労働者に還元することを要求します。

さらに原発依存から脱却し、安心・安全の日本をつくるための第一歩を踏み出すための春闘でもあります。雇用・仕事の安定と大幅賃上げ、社会保障と税の一体改革を許さず、社会保障拡充による「安心社会をめざす大運動」に取り組み、国民・労働者が主人公の社会をつくるために全力を挙げましょう。

II. 春闘を取り巻く若干の情勢

1. 国内情勢

円高、デフレ経済など経済的な要因に加えて東日本大震災、これに伴う原発事故と放射能汚染という、戦後最大の危機を乗り越えるためということをお口にして、「構造改革」路線への全面回帰が始まっています。小泉政権のブレーンの一人である八代尚宏氏は著書「新自由主義の復権」の中で、「小泉構造改革は『行き過ぎ』なのではなく、『不十分』だったのだ」と強調し、「農業はもはや保護している時ではない」、「年金受給期間を平均寿命と連動させる」などと暴論を展開しています。

恐ろしいのはこうした反国民的な考え方が、以下に述べるように、現実政治の中に次々と具体化されようとしている点です。

1) 震災復興と増税をめぐる

大震災から 10 ヶ月以上が経過し、被災地では復興に向けて懸命の努力が続けられています。しかし、原発事故は収束の見通しが立たず、放射能の被害は拡大し、賠償問題と除染の遅れが被災者をさらに苦しめています。

復興をすすめる上で、その財源をどのように確保するのが最大の課題となっています。しかし、政府・与党は「復興財源」として、15年間で8.9兆円の所得税・住民税の増税など庶民増税を中心に11.2兆円の増税を行うとし、その一方で実施しようとしている法人税減税による税収減は15年間で総額12兆円に上ろうとしています。これでは復興のための財源は1円も生まれず、庶民増税はすべて法人税減税で消えてしまうことになります。

復興財源については、聖域としてきた米軍への「思いやり予算」や政党助成金、法人税減税や証券優遇税制など大企業と資産家への減税のばらまきをやめさせることで生み出される財源を充てるべきです。

また、賠償と除染に要する費用は本来、事故を引き起こした東京電力が負担すべきです。同時に、電力業界は「使用済み核燃料処理等引当金」をはじめとした積み立てを行っており、その残高4.8兆円を活用するなど、いわゆる「原発埋蔵金」などによる賠償のための基金を創設することなども検討する必要があります。

2) TPP交渉参加をめぐる

APECでの交渉参加表明後、日米首脳会談での首相の発言を巡り、両国政府の発表に食い違いが発生しました。米政府は、首相が会談で「すべての物品とサービスを貿易自由化交渉のテーブルに載せる」と発言したと発表。これに対し、首相は「(自分は)一言も言っていない」と否定するとともに、「事実関係はなかったと米国も認めた」と強調しました。しかし、米政府に訂正を求めよ、抗議せよとの指摘に対しては、「解決済み」との認識を示し、訂正も求めませんでした。

このように国民を騙しながら進める政府・野田首相の態度に加えて、既成事実化をねらう米国業界の圧力、先行する韓国、カナダなどの事例に見られる反国民的な内容は恐るべきものであり、12春闘は「TPP春闘である」との声も挙がっています。「『開国』どころか『壊国』」と危惧されるTPP交渉参加を阻止することは、12春闘最大の課題となりつつあります。

3) 憲法・平和をめぐる

実質的な大連立の下で、憲法・平和を巡る情勢は急速に右旋回を始めています。普天間基地の移設については、2011年6月に日米安全保障協議委員会(2プラス2)で「日米合意」を推進することで一致しています。これを踏まえてアメリカ側の圧力に、政府は新基地建設の前提となる環境影響評価書(アセスメント)を宅配便で送ろうとし、それが不備で戻されると、早朝4時に沖縄県庁に持参しました。

一方、自衛隊の海外派遣問題では、南スーダンの国連平和維持活動(PKO)に陸上自衛隊の施設部隊300人を派遣するとし、年明け早々に先遣隊200人の派遣準備を進めています。

憲法をめぐる問題では、10月に審査会委員の選任を強行、メンバーには改憲派が並び、審査会は10月21日に初会合を開催しています。選挙制度についても、各党協議会が断続的に開かれ、各政党が考え方を表明しています。大政党有利に民意をゆがめる小選挙区制の反民主主義的な害悪は、17年経過した現在、明白となっています。民主・自民両党は比例代表を削減し小選挙区中心の制度をもっとひどくしようという考えですが、民主・自民以外の政党からは比例中心の制度に変えるべきという声も挙がり、政党間のせめぎ合いが激しくなる中、民意を代表する選挙制度の構築に向けて世論の盛り上がりがかぎとなっています。」

4) 社会保障と税の一体改革

民主党内閣は、大震災を口実にして「社会保障・税の一体改革」により、消費税増税をはじめとした社会保障の全面改悪を強行しようとしています。政府・与党は1月6日、「社会保障改革本部」の会合を開き、社会保障・税一体改革の大綱素案を決定しました。そこで、消費税率を2014年4月に8%、15年10月に10%へ2段階で引き上げることを税制改革の柱とし、国の消費税収を法律上は全額、社会保障4経費（年金、医療・介護、少子化対策）に充て、社会保障目的税化すると明記しました。

保育では、「子ども・子育て新システム」が持っている市町村の保育実施義務の解体、直接契約制、応益負担、企業参入など、公的保育の解体の狙いについて、大きな反対の世論が起きています。「保育を守る全国連合会」が11月14日に開催した「子どもの育ちと保育制度を守る全国研修会」には2100人が参加し、自公民、共産、社民など20人を超える国会議員が参加しました。日本保育推進連盟が8月30日に1000人を集めた決起集会は自民党本部で開催され、自民党三役が揃うなど、従来の枠組みを超えた幅広い運動が展開されています。年内に、「新システム」の成案化を図るとして昨年暮れの12月26日に、基本制度ワーキングチームが開催されました。しかし、成案がまとまる状況ではなく、全国保育協議会会長と全国保育士会会長連名の「私学助成を継続したままでの制度案に反対」との緊急要望書が提出されてもいます。全保協の態度表明には、各地方からの激しい突き上げがあり、当初の「新システム」推進の態度から、幼保一体化頓挫にかこつけて反対の意思表示せざるを得なくなったことを示しています。

年金問題では、支給額を3～5年かけて2.5%削減し、さらにその後、「自動抑制策」（マクロ経済スライド）を発動し、毎年0.9%支給額を削減する方針です。

健康保険については、外来医療の現在の窓口負担に加えて100円程度の定額追加負担を上乗せすることや、70～74歳の窓口負担を現在の1割から2割に増やすこと、国民健康保険料の値上げにつながる市町村国保の広域化を画策しています。

介護分野では、一定以上の所得の人の利用料値上げや高齢者の利用負担について1割から2割への引き上げ（年収320万円～380万円程度超）などの改悪を検討しています。

2. 国民と労働者、12春闘を巡る状況

厚生労働省は11月9日、7月時点の全国の生活保護受給者が1951年度を上回り、過去最高の205万495人だったと発表しました。労働者を取り巻く状況も深刻です。総務省が震災後初めて東日本大震災の被災3県の調査結果を加えた完全失業率を発表しました。完全失業者数は4.1%、65万人減の275万人ですが、非労働力人口が85万人も増加しました。さらに15歳～24歳の失業率は被災3県を除いても7.2%の高率となっています。また、15歳～24歳の就業者のうち、46.3%が非正規労働者（総務省統計局調査）となっています。賃金も毎月勤労統計調査（平成22年分結果確報）によると、平均月間現金給与総額で355,475円（2000年）から317,321円（2010年）へと1ヶ月38,154円も下がっています。

こうした情勢の下、日本経団連は8月30日に経営労働政策委員会の第1回会合を開き、「企業の成長を通じた経済成長こそが雇用を生み、国民の生活を豊かにすることへの理解を求めるとともに、企業を取り巻く環境がいかに厳しくなっているかという実態を広く国民に伝える必要がある」と述べ、相変わらずの「トリクルダウン（富める者が富めば、貧しい者にも自然に富が浸透する）理論」を振りかざしています。これに呼応して連合は1%の配分を目安とする春闘構想案を決定、昨年に引き続いて賃金改善を統一方針としないことを確認しました。

一方、国民春闘共闘は「2012年春闘方針構想（骨格案）」で、財界の主張の身勝手さや欺瞞性を明らかにしていくことが春闘を取り巻く状況を変化させることになる」と述べています。また東京春闘共闘は12月4、5日の討論集会で、「雇用と仕事の確保、賃金引き上げで内需中心の経済、震災復興の実現を」のスローガンで12春闘を闘うことを決定しました。自治労連も12月17、18日に春闘討論集会を開催し、中心課題を「憲法をいかに、平和で安心して暮らすことのできる自治体・公務公共業務を

つくる」ことに置くとなりました。

3. 自治体と自治体労働者を取り巻く情勢

東京都職員の月額平均賃金は2001年4月1日に比べ2011年4月1日は33,219円、特別区職員についても同期間で21,508円の削減となっています。東京都・特別区の賃金確定ではともに月例給はマイナスとなり、いっそう生活へのしわ寄せが厳しくなっています。

正規職員の削減も深刻です。東京都の職員は石原都政の12年間で(清掃の区移管分を除いた部分だけでも)15,574名削減され、23区でも11,314名の大幅職員削減が行われてきました。その一方で臨時・非常勤職員の大幅増、委託・民営化の推進がすすめられました。自治体キャラバンパート7の自治体アンケート調査によると、自治体に働く臨時・非常勤職員等の非正規職員の割合は、2010年の平均で特別区36.2%、三多摩43.1%(東京全体で平均38.4%)となっています。

人員削減がすすむもとで、長時間過密労働の増加、メンタルヘルス不全の増加など、自治体・公務公共関係労働者の健康もむしばまれています。自治体「構造改革」とのたたかいはますます重要となっています。

「地域主権改革」の攻撃は第一次、第二次の一括法案が成立し、「義務付け・枠付け」はずしに加えて地方への権限委譲問題で、自治体における条例化に向けた取り組みが重要となっています。都と区市町村の実態を把握し、問題点と課題の整理、予算・人員闘争などに向けた取り組みの強化が求められています。

国家公務員の「給与特例条例(賃下げ)法案」は、連合が首相に直接、「賃下げ」を要請するなど労働者を裏切るとともに憲法にも反する行動をとる中、自民・公明が「人勧」を実施した上、特例法案にも賛成するという態度に転換したために重大な局面を迎えましたが、国会が延長せずに閉会となったため、次期通常国会に送られることとなりました。

労働基本権回復の課題では、自治労連が作成した職場討議用パンフレット「住民の暮らしを支える自治体労働者の権利確立を」に対する討議が求められています。すでに11月2日に開催された全国交流集会では、地方組織から意見が上がっており、東京自治労連でも、非正規、現業、地方公営企業労働者など労組法に基づく労働組合の既得権を守ることの重要性について指摘があるところです。

定年延長問題では、人事院が9月30日、「定年を段階的に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行いました。この中で、①「平成25年度」のから定年を61歳とし、3年に1歳ずつ定年を引き上げ、平成37年度に定年を65歳とする ②年間給与を60歳前の70%水準とする ③ボーナスの年間支給月数を3.00月とする、ことなどを盛り込みました。しかし肝心の退職手当、年金、定数上の扱いなどについては不明であることなどを始めとして課題は山積しており、今後の取り組みが重要となります。

4. 東京都政と都内自治体の動向

4期目に入った石原都政は、「これまでと同じことをやるだけ」と無責任な答弁に終始し、オリンピック招致への立候補表明など、相変わらずの都民不在の政治を強行しようとしています。オリンピック招致に反対する人を馬鹿呼ばわり(9月13日「知事と議論する会」)し、原発政策に固執(9月21日「第3回定例都議会所信表明」)するなど、暴言も枚挙にいとまがありません。

本来ならば、東日本大震災を教訓として防災計画の抜本的な見直し、住宅の耐震化、防災都市づくり、液状化対策を講じることなどが重要であり、液状化が懸念される豊洲への中央卸売市場の移転取りやめなど、都民本位の都政を実現する取り組みの強化が求められています。

第3回都議会定例会では和田宗春議長の不信任決議を自公両党などの賛成多数で可決し、このことによる紛糾のために議会は11日間延長となり、その一方で、2020年夏季オリンピック招致を求める決議については、民主・自民・公明各党などの賛成多数で可決しました。また、会期延長に伴い、予定されていた民主党議員の「海外出張」はキャンセルとなり、違約金170万円余を支払う不始末となり

ました。それでも民主、自民両党は都民の批判を尻目に、11月に「海外出張」を行うとしました。いったい、どちらを向いて都政運営を行っているのか、疑わざるを得ません。また自治体によっては、財政「危機」論をふりまき、「財政健全化」を理由に、事業の廃止・縮小などによる住民サービスの低下、職員のさらなる削減などを行おうとする動きが目立ってきています。こうした新たな「自治体構造改革」路線への回帰についても12春闘で反撃していく必要があります。

5. 「貧困と格差をなくせ」など、世界の動きと連帯して

大阪のダブル選挙でいずれも「維新の会」が勝利しました。憲法無視、「独裁」とも言われる候補者の当選に失望の色を隠さぬ方も多くいます。閉塞感が府・市民を覆う中で有権者は、「大阪都構想」を始めとした政策についての理解や共感を抜きにして、「行動力」に期待をしたと見ることもできます。

一方、世界に目を転じるとウォール街に端を発した大衆行動は、世界80カ国、900を超える都市に広がっています。1%の富裕層に対して、「99%の犠牲者にまともな仕事と生活を」との訴えが世界中の人々の支持を獲得しました。

日本においても脱原発をめざし、広範な市民が参加する各地での集会・デモなど、原子力発電からの脱却と自然エネルギーへの転換を求める世論が大きく巻き起こっています。また、TPP参加に対するたたかいも農協などの農業団体、医療関係団体など幅広い反対の運動が起こり、政府を大きく揺り動かしています。さらに、米軍基地撤去のたたかいもますます広がり、政府は地位協定にかかわる米軍や軍属の犯罪について見直しを迫られています。

政府・財界と国民との矛盾が激化し、「構造改革」路線と対峙して国民生活を守るたたかいが大きく広がっているなかで、未組織労働者・非正規労働者との共同を広げ、労働組合への組織化を大胆に進めることにより、12春闘勝利に向けて大きく踏み出すことが求められています。

Ⅲ. 2012年国民春闘の重点課題

1. すべての労働者の雇用確保・大幅賃上げと最低賃金闘争強化、直接雇用労働者の雇い止め阻止闘争と一体となった取り組みの強化

基本的には大企業の社会的責任の一環として、膨大な内部留保の還元を求めるとともに、最低賃金制度、公契約の確立など、劣悪な賃金・労働条件で働く労働者の底上げを目指します。

自治体においては、引き続き、直接雇用労働者の雇い止め阻止に全力を挙げるとともに、非正規労働者、特に非常勤職員の一時金・退職金・経験加算実現に向けて、誇りと怒りの大運動とも併せて取り組みます。正規労働者では、労働基本権回復、国家公務員賃金切り下げ反対、定年延長問題などを視野に入れて取り組みます。

2. 「社会保障と税の一体改革」を許さず、公的保育をはじめ社会保障の充実を求める

「社会保障後進国」日本で、これ以上国民いじめを許すわけにはいきません。「社会保障と税の一体改革」阻止のたたかいとTPP阻止のたたかいを結び付け、野田内閣打倒を視野に入れて取り組むことが重要です。

社会保障「構造改革」が進められてきた下で、最後の砦となった保育分野に「新システム」を持ち込み、公的保育を解体させることは絶対に阻止しなければなりません。そして、「新システム」導入を阻止することは、すべての「社会保障と税の一体改革」阻止につながることに確信を持ち、組織の総力を挙げて取り組みます。

3. 「地域主権改革」による住民犠牲を許さず、人員増で住民本位の働きやすい職場の実現をめざす

「地域主権改革」は自治体における条例化に舞台が移っただけに、春闘期における東京自治労連の取り組みが重要です。東京春闘共闘の「自治体キャラバン」事前アンケートに盛り込んだ事項などを

基に取り組みを進め、国がナショナルミニマムを投げ捨てる中で、公務公共サービスの質を維持・向上するために運動を強化します。

4. 憲法と平和を守り、原発依存・エネルギー浪費社会に決別を求める

実質的な大連立の下で、審査会の始動など憲法改悪の動きとともに選挙制度の改悪をめぐる動きも急です。普天間基地の辺野古移設をめぐる環境影響アセスメントの提出により突破口を切り開こうとする政府の企みや沖縄施設局長の暴言と一川防衛相の対応に対して現地沖縄では猛烈な反対運動が起きています。2012年は日米軍事同盟発効60年の年であると同時に、沖縄県議会議員選挙の年でもあり、沖縄返還40周年の年でもあります。沖縄の声を日本全体の世論に高め、平和な沖縄、平和な日本をつくるための12春闘にしましょう。

東日本大震災に伴って起きた原発事故で被った非常に大きな犠牲の上に、原子力発電からの脱却と新しいエネルギー政策への模索が始まっています。多様な意見を認めつつ、安全安心・平和な日本をつくることができるのかを試される12春闘です。

5. 10割職場討議の追求と正規・非正規一体となった組織拡大・強化

労働基本権が回復した下では勧告制度はなくなり、賃金をはじめとした要求の形成はすべて労働組合自身が行うこととなります。要求書の提出、交渉力の強化、その前提となる労働組合組織の強化・拡大がどうしても必要です。

正規公務員の到達点に影響される非正規労働者にとっても、この課題は重要です。共済活動とも併せて、正規・非正規一体となった組織拡大・強化を12春闘において取り組みましょう。

IV. 具体的な課題と取り組み

1. すべての労働者と自治体・公務公共関係労働者の賃金引き上げ、雇用確保・労働条件改善のたたかい

依然として経済状況が悪化しているもとで「貧困と格差」がより一層拡大し、深刻な状況です。また、都・区においても3年連続の給与削減が行われており、私たちの生活状態は深刻な状況におかれています。

公務員の賃金引き下げ攻撃に反対し、すべての労働者の賃金引き上げと雇用の確保、誰でもが安心して生活できる賃金と生き生きと働ける職場環境めざして取り組みます。

1) 職場を基礎に、すべての労働者が安心して生活できる賃金引き上げの取り組み

- (1)「東京自治労連働くみんなの要求・職場アンケート」を、これまで以上の集約数をめざします。また、集約結果については、各単組で活用できるよう冊子を作成し、単組別データを送付します。
- (2)アンケート結果を基礎に賃上げ要求額を決定し、自治労連などの上部団体に反映していきます。また、各単組を通して都労連、都庁職、特区連などの交渉組織にも反映していくようすすめていきます。
- (3)「基本要望」に各職場要求を加味した上で、全単組での要求書の提出をめざします。東京自治労連としては、東京都行政部、市長会、町村会に対して要求書を提出します。
- (4)各単組に適時、春闘ニュースを作成し春闘情報を提供します。
- (5)最低賃金時給1,000円以上の実現に向けて、国会請願署名、中央・地方最低賃金審議会宛署名に取り組みます。
- (6)労働基本権回復、民主的公務員制度の確立を求めて、自治労連などが提起する取り組みをすすめます。
- (7)東京春闘共闘会議の自治体キャラバン8へ主体的に取り組み、各単組からの積極的な参加を追求します。

- (8) 地域春闘の共同の取り組みを重視して主体的に参加します。
- (9) 中小零細業者・事業者との共同した取り組みを追求し、「地域の中小企業の振興と労働条件改善の賛同署名」に職場・地域から取り組みます。
- (10) 全労連・国民春闘共闘が提起する中央行動・全国統一行動に取り組んでいきます。
- ① 全国いっせい新春宣伝 (1月6日)
 - ② 丸の内デモ・経団連包囲行動 (1月17日)
 - ③ 1.26 春闘決起集会 (1月26日 中野ゼロホール)
 - ④ 2.10 庶民増税反対や予算関連要求前進、原発ゼロ要求や被災者本位の震災復興、労働法制など制度改善要求の実現を政府に迫る中央行動 (2月10日 日比谷野音)
 - ⑤ 東京春闘共闘会議・自治体キャラバン8 (1月後半)
 - ⑥ 春闘回答直前の「春闘決起中央行動」(3月8日)
 - ⑦ 地域総行動 (2月中～下旬)
 - ⑧ 三多摩春闘総決起集会 (2月15日 アミュー立川大ホール)
 - ⑨ 「なくせ原発！震災・原発事故からの復興を！3.11 全国一斉行動」(仮称)
 - ⑩ 3.13 重税反対統一行動
 - ⑪ 全国で50万人以上参加をめざす『99%』のための安心社会めざす総行動 (3月15日予定)
 - ⑫ 三多摩春闘統一ストライキ集会 (3月15日)

2) 自治体非正規・公務公共関係労働者の身分と雇用の安定、均等待遇実現のたたかい

東京自治労連は、重点課題のひとつとして、一昨年12月に「雇止め阻止！誇りと怒りの総起集会」、そして昨年11月には「誇りと怒りの大運動」の第二段の集会を開催しました。また、昨年10月には上部団体の組織の枠を超えた「一時金・退職金をこの手に10・4集会」に取り組んできました。非正規労働者の雇用確保と賃金引き上げが春闘相場を引き上げるたたかいであることを重視し、以下の通り取り組みます。

(1) 正規・非正規が一体となった運動で、均等待遇を実現する取り組み

東京都が、消費生活相談員について更新回数4回との雇用年限を一方向的に改悪し、団体交渉自体も拒否し続けた事件では、中労委も都労委の命令を全面的に支持し、更新を原則4回までとする要綱改悪は「重要な労働条件の変更である」との判断を行っています。充実した公共サービスを提供するためには経験の積み重ねが必要であり、非正規労働者の身分と雇用の安定を図るためには、雇用年限設定を撤廃させることが必須です。このことに関し、看過できないのが有期労働契約の規制についての政府の動きです。政府は、通常国会で労働契約法を「改正」し、有期契約が可能な期間を5年に設定しようとしています。これは、無期契約に転換する対象になる前に6ヵ月（通算契約が1年未満の場合はその2分の1）の「クーリング期間」をつくれば、再び有期契約ができ、不安定雇用を継続させることとなります。これでは、更新上限年数を定め、有期契約労働者を入れ替えながら恒常的業務を担わせる「有期雇用の濫用」を是正できません。そればかりか、自治体職場においても多くの職場で雇止めを誘発し、雇用の不安定化、「5年有期制」が広がるおそれが極めて高くなるため、これを阻止する必要があります。

① 「都庁団交権確立闘争支援共闘会議（仮称）」を支援します。

② 『「誇りと怒りの大運動」2011 秋の学習リーフレット』を活用し、非正規雇用未組織労働者と学習と交流を深め、雇用年限設定の撤廃を実現していきます。

(2) 今春闘の重点課題である経験加算制度の導入、一時金・退職金支給の実現にむけて運動を強めます。

(3) 引き続き「誇りと怒りの要求署名」の1万筆達成に向けて正規・非正規一体で取り組みます。

(4) 公務職場における個人請負の業務委託が進んでいます。新国立劇場の合唱団員、INAX 製品の技術者に対し使用者側が「請負」や「委託」での就業であると団体交渉を拒否した事件で、最高裁は高裁判決を破棄し「労働者であり、団体交渉権がある」という画期的な判決を出しました。これらの

判決を生かし、委託労働者の待遇改善のたたかいをすすめるために、東京自治労連の非正規・公務公共関係労働者組織化対策会議を通じて、すべての単組・支部で雇用状況の実態を把握するため調査検討を行います。

- (5) 非正規公共関係労働者全国集会（2月4・5日）や、2.10中央行動、3月中央行動に、単組からの切実な要求を持ち寄り、積極的に取り組みます。
- (6) 正規・非正規一体のたたかいをすすめながら、組合未加入者の労働者の組織化を視野に入れ、未加入者も含め、行動参加を呼びかけてたたかいます。
- (7) 全労連公務部会が3月頃に開催を予定している「官製ワーキングプア告発集会」に積極的に参加します。

3) 公務員賃金の改善に向けた取り組み

- (1) 能力・業績主義による人事給与制度問題は、公務員賃金における大きな課題であり、より一層の人事管理を狙う攻撃です。能力・業績主義の問題点を明らかにしていくことを基本に取り組みます。
 - ① 人事給与制度について、各単組の交流を行いながら、各単組へ情報の提供等を行っていきます。
 - ② 東京都・特別区、三多摩における2011年賃金確定闘争の結果の交流を行い、春闘と2012年賃金確定闘争に生かします。とりわけ三多摩における賃金闘争方針の検討を行います。
- (2) 現業労働者の賃金・労働条件改善にむけて
 - ① 昇任制度問題等を重視して、現業労働者の賃金・労働条件改善に向けて取り組みを進めます。
 - ② 三多摩地域での、現業賃金改悪を阻止するために、情報交流を進めます。
- (3) 国家公務員賃金の引き下げに反対し、法案を撤回させ、東京の自治体労働者への波及を許さないよう、交渉組織とも連携して取り組みます。

4) 高齢期の雇用問題について

高齢期雇用制度の具体化にあたって各自治体の実態にふさわしい制度の構築をめざし、定年延長実施に伴う賃金水準引き下げを許さず、生計費原則に基づく賃金水準の確保をめざし、以下の取り組みをすすめます。

- (1) 国における関連法案等の検討状況について情報を収集し、各単組へ提供します。
- (2) 自治労連の「高齢期雇用に係る基本的な考え方と当面のたたかいについて（討議資料）」の学習と討議をすすめます。

5) 公契約適正化運動の取り組み

公契約適正化運動を巡っては、野田市、川崎市で条例化されるなど、全国で公契約適正化運動が前進しています。東京では、多摩市職も参加した外部検討委員会で条例案を検討した多摩市で、昨年12月議会で公契約条例を全会一致で可決し、施行もされました。他にも、国分寺市で一昨年、条例案が市当局より公表されています（震災の影響もあり議会提案はまだです）。また、世田谷区や足立区でも「公契約条例」にむけた検討委員会が設置され、既に審議が始まっています。引き続き、公契約適正化にむけて、春闘期での取り組みを強めます。

- (1) 東京土建との共同方針「公契約運動に関わる当面の取り組みについて」（2009年11月26日決定）、
「東京土建との共同による公契約闘争の具体化について」（2010年2月11日決定）に基づき、公契約適正化運動の学習などを進めます
- (2) 地域の東京土建、地域労連等とともに共同した学習会などをすすめ、公契約適正化運動推進のための懇談会の結成と運動の具体化をめざします。
- (3) 東京土建と共同して公契約、耐震、リフォーム助成などの課題で、シンポジウムの開催をめざします。
- (4) 自治体キャラバンパート8の取り組みを重視し、すべての自治体との懇談に各単組と協力して参

加していきます。

6) 労働者派遣法抜本改正、人間らしく働くルールの確立をめざす取り組み

労働者派遣法改正案について、製造業派遣や登録型派遣の原則禁止の見直しなど、「改正」案の修正でより一層の緩和が行われようとしています。深刻な雇用情勢を踏まえれば、雇用の安定、人間らしい暮らしを保障する賃金の実現は喫緊の課題であり、労働者派遣法の速やかな抜本的改正が必要です。以下の取り組みを進めます。

- (1) 労働者派遣法抜本改正に向けて、自治労連の提起に基づき取り組みを進めます。
- (2) 自治体職場に導入されている派遣労働者の実態を把握し、当該労働者の組織化も行いながら、直接雇用への改善等の取り組みをすすめます。
- (3) 全労連の提起するディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）推進にむけて「ディーセントワーク署名（仮称）」を組合員1人10筆の目標で取り組みます。また、定例宣伝等に、東京地評や地域労連と共同して取り組みます。

7) 労働安全衛生活動の推進

賃金削減、人員削減と「能力・業績」主義強化による過重労働のもとで組合員の健康が深刻となっている中、第10回労働安全衛生活動交流集会に多くの組合員が参加し、各単組の活動も進み始めました。春闘期の重要課題として以下の取り組みを進めます。

- (1) 「2012年度労働安全衛生活動方針」に基づいて取り組みます。
- (2) 「50人未満職場の労働安全衛生活動と単組の取り組み（仮称）」の学習会を2月に開催します。
- (3) 東日本大震災や福島原発事故に伴って、短期・長期の行政派遣者のメンタルヘルス不全や、放射線被曝、東京における放射線量の蓄積など、多くの健康上の問題が懸念されます。各単組の状況を調査しながら、東京自治労連としての具体的な対応をすすめます。
- (4) 5年ごとに行う「東京自治労連健康アンケート」の実施に向けて準備し、5月頃を目途に実施していきます。

2. 大企業の社会的責任を追及し、福祉国家の確立をめざすたたかい

政府は、復興財源確保法などで大企業減税と所得税・住民税増税を実施し、「社会保障と税の一体改革」では社会保障財源としての消費税の大幅増税と、社会保障の大幅切り捨てをねらっています。大企業の社会的責任を果たさせ、「社会保障と税の一体改革」を許さないたたかいを、広範な国民・地域住民・諸団体とともに展開します。

1) 大企業中心の経済社会からの転換をめざし、大企業を包囲して、地域春闘の前進をめざす

- (1) 大企業の内部留保を社会的に還元させるため、自治労連・全労連・東京春闘共闘会議に結集し、地域宣伝活動をはじめとした世論形成に努めます。この中で大企業優遇税制見直しと、能力に応じた負担増を求めます。
- (2) 地域の春闘共闘組織に中核として結集し、地域から大企業包囲と労働者の賃金引き上げを求め、中小業者との共同を追求します。2月18～26日のゾーンを中心とした地域総行動を追求します。

2) 「社会保障と税の一体改革」に反対し、社会保障の拡充を求める国民的課題の取り組み

「給付水準の見直しと安定財源確保」を口実にした医療費窓口負担の引き上げ、年金額の引き下げと受給開始年齢の先延ばし、生活保護基準の引き下げや有期保護制度の実施、介護給付の切り下げなど社会保障諸制度の改悪が行われようとしています。社会保障・税の改悪は非正規賃金労働者や低所得者を直撃するものであり、これに対するたたかいが重要です。社会保障の抜本的な改善・拡充を求め、全労連や自治労連の方針の下、東京地評、東京社会保障推進協議会（東京社保協）などと共同して運動します。

- (1) 社会保障財源を口実にした消費税増税を許さず、消費税廃止各界連絡会とも共同し、3・13 重税反対行動や署名宣伝活動に取り組みます。
- (2) 「社会保障の充実を求める請願署名」の1人5筆達成に向けて取り組みます。
- (3) 医療をはじめとした社会保障にも重大な影響を及ぼすT P P参加に反対し、第9回東京地方自治研究集会でT P P参加問題の講座を設置するほか、東京地評や、関係諸団体とともに、参加阻止のための世論形成に努めます。
- (4) 公的保育拡充の取り組み
 - ① 「子ども・子育て新システム」の導入を許さず、公的保育制度の充実を求めて、たたかいます。引き続き、「保育・学童保育闘争委員会」で、情勢の分析と、たたかいの方針や具体的な行動計画を検討します。当面、2～3月議会に向けて、「新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書」未採択の自治体議会に対して、採択を求める運動を強めます。
 - ② 「保育所運営費」を廃止させないよう、自治体首長に対し一般財源化反対の意見書を上げる等の要請を行います。
 - ③ 関係諸団体とともに、東京都が保育施設基準を緩和した条例を制定しないよう、公的保育・福祉を守る東京実行委員会など、保育者・保護者・地域諸団体とともに共同して運動をします。都が条例化した場合でも、各区市でそれを上回る独自の基準で運営することを求め、地域の関係諸団体と共同した運動を進めます。
 - ④ 新たな保育園の民営化を許さないため、学習会を企画します。
 - ⑤ 指定管理の打越保育園でのパワハラ・解雇事件について、公的保育の充実に関するものとして位置づけ、闘争を支援します。
 - ⑥ 保育園の待機児童をなくすため、公立を中心とした認可保育園の新增設を求めます。また、全国保育団体連絡会や東京都保育問題協議会の提起する電話相談会などに積極的に取り組むとともに、地域団体とともに、各単組での相談会実施も追求します。
 - ⑦ 第26回全国保育所給食セミナー『食べること・生きること・育ちあうこと～子どもの輝く未来を作ろう～』（1月28～29日、武蔵野市民文化会館・国立オリンピック記念青少年総合センター）の現地実行委員会に結集して、成功に向けて取り組みます。
 - ⑧ 第20回自治体保育労働者の全国集会（2月18日～19日 愛知）、東京自治体に働く保育労働者東京集会（5月27日 板橋グリーンホール）を「子ども・子育て新システム」の導入を阻止する一環として位置づけ、積極的に参加します。
- (5) 地域医療の充実と公的病院の直営堅持の取り組み
 - ① 1月28日（土）に日本教育会館で予定されている『今、東京の医療と都民のいのちは？』3・11で改めて考える＝パート1」を成功させるため、各単組からの参加を追求します。
 - ② 自治労連「いのちと地域を守る意思統一集会」（1月29日 日本教育会館）に積極的に参加するとともに、翌日の省庁等要請行動に取り組みます。
 - ③ 都立病院の独立行政法人化の狙いを阻止する取り組みを強化します。
- (6) 高すぎる国民健康保険料（税）負担増に歯止めをかけるため、「安心して払える国保料（税）のために市区町村へ東京都の財政支援を求める請願書」（個人署名）の取り組みをすすめます。
- (7) 2011 度末で廃止される「介護職員待遇改善交付金事業の継続」を求めるとともに、介護保険制度の見直しの中で、保険料の引き上げや介護予防・生活援助の給付切り下げを許さない取り組みを自治労連・東京社保協に結集して取り組みます。また、「自治労連・介護関係労働者全国交流集会（仮称）」（6月23～24日）に参加します。
- (8) 生活保護基準改悪を許さず、生存権裁判を支援する取り組み
生活保護基準の見直しで給付の引き下げや制限などが検討課題とされており、注意が必要です。また、セーフティネットとしての機能を確保するためには実施体制が重要です。生活保護現場の人員増

を求めるたたかいを強めます。

- ①生活保護を必要とするすべての国民に、保護制度が適用されることを求め、支援団体・当事者などの懇談会の開催を追求します。
- ②原告逆転勝訴となった生存権裁判（老齢加算廃止問題）福岡事案について、最高裁が口頭弁論の開始決定を行ったことで、非常に厳しい情勢となっています。「生存権裁判を支える東京連絡会」に結集し、最高裁への要請行動や宣伝など、積極的に取り組みます。
- (9) 『99%』のための安心社会めざす総行動（3月15日予定）を社会保障拡充の重点行動とも位置づけ、積極的に参加します。

3. 自治体「構造改革」に反対し住民犠牲の「地域主権改革」を許さず、「対話と提言」の運動で民主的自治体の実現をめざすたたかい

「義務付け・枠付けの見直し」「都道府県から市町村への権限移譲」を行った地域主権第1次、第2次一括法が既に施行され、続けて第3次一括法以降の「改革」が準備されています。現在、第1次、第2次一括法に基づき、東京都や市区町村では条例化に向けた準備がすすめられており、最低基準の引き下げ、自治体財政・人員などへの影響が懸念されます。

また「集中改革プラン」が終了したにもかかわらず依然として自治体「構造改革」を推進し、現業職場をはじめとした委託・民営化、福祉施設等の指定管理者制度への移行などが行われています。

住民の暮らしを守る自治体の実現にむけて、住民施策の拡充と職場の執行体制の確立を基本に以下の取り組みを行います。

(1) 「地域主権改革」を許さないたたかい

- ①義務づけ・枠づけの見直しについての地方条例化にあたっては、これまで国が定めてきた最低基準、都基準・自治体独自の上乗せ・横出し基準からの後退を許さないよう、地域団体とも共同してたたかいます。
- ②都から区市町村への権限委譲にあたっては、都の責任放棄を許さず管理・監督責任を明確にさせ、財源や引き継ぎをはじめ区市町村への必要な援助を求めます。
- ③権限移譲による区市町村での事業の実施にあたっては、予算人員要求闘争の中で執行体制の確立と人員の確保を求めます。
- ④「義務付け・枠付けの見直し」「権限移譲」の実施にあたって、財源の確保と必要な支援について、国と都へ要求するよう自治体当局に各単組から要請を行います。

(2) 自治体「構造改革」に反対し、公務公共職場を守るたたかい

- ①自治労連が作成した資料「2011年11月版 予算人員要求闘争の前進へ向けて 役員用資料」を活用し、単組での学習を行い予算人員要求闘争の取り組みにいかします。
- ②「財政危機」を理由とした人員削減や自治体職場の委託・民営化を許さないたたかいをすすめます。
- ③給食、用務、窓口などの委託については、偽装請負・違法派遣となる状況を明らかにしながら、各単組が実践した委託化阻止・直営化などの教訓に学んで取り組みます。あわせて予算人員要求闘争で現業職員をはじめとした計画的な新規採用を求めます。
- ④指定管理者制度の新たな導入を許さず、現在ある指定管理者制度施設での問題点と矛盾を明らかにし、総務省通知等を活用して直営化に向けて取り組みます。

(3) 第9回東京地方自治研究集会（7月8日、明治大学）の成功に向けて

- ①事務局団体として、実行委員会参加団体とともに、集会成功に向けて準備を進めます。
- ②本部は、すべての分科会について運営責任者を配置し、事務局の立場で準備します。
- ③各単組から、分科会運営委員を選出し、分科会準備をします。

(4) 予算パンフの作成について

東京都が策定する「2020年の東京（仮称）」と「実行プログラム2012」や、各自治体での「財政危機」論をふまえ、東京都の予算の分析と、各自治体の財政分析のために、都予算パンフを4月に作成します。また、各単組でも自治体の予算分析をすすめます。

(5) 民主的な自治体をつくる取り組み

2月5日に予定されている京都市長選挙をはじめ、自治体の首長選挙について自治労連や東京地評の推薦決定にもとづき取り組みを強めます。

(6) 自治労連の「対話と提言運動と予算人員闘争をすすめる全国交流集会」（6月30日～7月1日熱海市）に、本部とともに、単組からの参加を追求します。

4. 憲法を生かし、平和と民主主義を守るたたかい

野田内閣のもと、憲法審査会が始動し、公然と改憲の条項が議論されるなど急速に改憲の動きが強まっていることは重大です。また、普天間基地問題ではオバマ・野田会談を受け2011年中にも辺野古建設環境アセスメント報告を県知事に示すとしていました。埋め立て許可を出さず、県知事が明確に県外移設を求める意見を表明することが重要です。さらに「衆議院選挙制度に関する各党協議会」の中では、現行小選挙区制をそのままにして、小選挙区での手直しでの「格差是正」する民主党、自民党と、現行制度の抜本改革を求める他の7党が対決しています。憲法を生かし、平和と民主主義を守るたたかいが正念場となっており、以下の取り組みを進めます。

(1) 憲法を守るたたかい

- ① 憲法9条を守るため、13条、25条など憲法擁護の取り組みとも結合し、各単組での憲法学習を強化し、「憲法署名一人10筆」に向けて引き続き取り組みます。
- ② 憲法東京共同センターを中心に、憲法キャラバンの具体化を追求します。
- ③ 地域の諸団体とも共同し、定例9の日宣伝をはじめとして憲法を守る運動を広げます。
- ④ 「憲法をいかす自治体労働者東京連絡会」の事務局団体として学習・交流等を進めながら情報の共有を図ります。
- ⑤ 「憲法改悪に反対する東京共同センター」、自治労連に結集し、主体的に取り組みをすすめます。
- ⑥ 5.3 憲法集会などの取り組みに参加します。
- ⑦ 衆院比例定数削減阻止に向けて、学習をすすめながら署名活動を旺盛に展開します。
- ⑧ その他、国会法改悪阻止など憲法にかかわる取り組みについて、自治労連・東京地評に結集して取り組みを強めます。

(2) 職場・地域から「核兵器廃絶」をめざす取り組み

- ① 「核兵器のない世界を」の「核兵器全面禁止のアピール」署名を職場から取り組むとともに6.9 行動などの定例宣伝署名行動を軸に地域での取り組みを推進します。
- ② 3.1 ビキニデー（静岡）に参加します。
- ③ 5月（夢の島コース）、7月（都内コース）の国民平和前行進に取り組みます。

(3) 米軍基地再編強化阻止、日米安保条約廃棄に向けた取り組み

- ① 辺野古沖への米軍基地建設を許さず、世界一危険とされる普天間基地の即時無条件撤去に向けて「普天間基地の無条件返還を求める請願」署名の取り組みを強化します。
- ② 横田基地をはじめ、自衛隊との連携を強化する米軍基地再編強化に反対し、基地撤去に向けた取り組みを進めます。

③安保破棄東京実行委員会などが取り組む日米安保条約の学習と運動に取り組めます。

(4)表現の自由などの民主主義をまもるたたかいや争議団勝利の取り組み

- ①「国公法弾圧掘越事件、世田谷国公法弾圧事件について大法廷回付と違憲無罪を要請する署名」に取り組めます。また、民主主義の弾圧を許さないたたかいに取り組めます。
- ②JALの不当解雇撤回や社会保険庁職員解雇撤回めざして署名や重点行動を中心に取り組みを進めます。
- ③全労連・東京地評の争議支援総行動などすべての争議解決に向けて取り組みます。

5. 誰もが安心して健康で住み続けられる災害に強い社会をめざす取り組み

東日本大震災と福島原発事故は、防災対策のあり方と制御不能の原子力発電所の危険性を明らかにしました。また、保育園給食の委託によって災害時に食事の提供に困難が生じたなど、自治体「構造改革」による矛盾も露呈しました。改めて自然・再生可能エネルギーへの転換と防災・福祉の自治体機能の拡充が求められています。

1)「原発依存、エネルギー浪費社会に決別を求める大運動」の取り組み

- (1)福島原発事故の収束と被害補償、停止中の原発の再稼働を許さず、原発を廃止するために、「福島原発事故の早期収束、被害の完全補償を求める要請署名」とあわせて、「原発ゼロ請願署名」に取り組めます。
- (2)関東甲越ブロックからの、原発ゼロ・自然エネルギーへの転換活動補助金を活用して運動を広げます。取組方針「3.11を忘れない 原発ゼロ！新しいエネルギー政策を求めて」（仮称）を策定し、具体化を進めます。
- (3)各単組で、自治労連の原発問題リーフを普及・活用し、脱原発・再生可能エネルギーの普及をめざした学習会や対話集会の開催を追求するとともに、自治体への要請・懇談をすすめます。
- (4)被ばく者援護・除染などの対策強化を求める要求運動に、全労連・自治労連に結集して取り組みます。
- (5)東日本大震災一周年を契機に行われる「なくせ原発！震災・原発事故からの復興を！3.11全国一斉行動（仮称）」に積極的に参加するとともに、復興を口実に財界がビジネスチャンスを拡大する動きに反対し、真の住民本位の復興をめざして取り組みをすすめます。

2)放射能汚染から地域住民を守る取り組み

- (1)放射能測定箇所を増やすなど、住民が安心して暮らせる施策の推進を自治体に求めます。
- (2)汚染箇所については、すみやかに除染を行うことを自治体に求めます。
- (3)食の安全を確保するため、放射能検査の徹底を国と自治体に求めます。

3)防災対策の取り組み

- (1)東日本大震災の教訓を生かし、自治体の防災対策の総点検を行うよう、各単組から当局に要請します。
- (2)災害時の避難所等の拠点となる公的施設の施設・設備等の総点検と拡充を当局に要請します。
- (3)災害対応の職員体制と労働条件の整備を当局に求めます。

6. 組織強化・拡大、学習教育・宣伝活動の取り組み

「構造改革」路線の下で、自治体でも正規労働者の大幅削減にともなって非正規労働者が増大しました。

東京自治労連は「構造改革」によるアウトソーシングと真正面から闘うとともに、労働者の賃金・労働条件を守るためにも、正規・非正規を問わず労働組合に組織することを全力で取り組んでまい

た。具体的には戦略会議の報告に基づき、5万東京自治労連、非正規労働者1万人の組織化実現に向けて取り組んでいるところです。

12春闘でも、この目標達成に向けて組織の総力を挙げて以下の通り、取り組みます。

1) 増勢をめざした組織拡大

(1) 11秋の拡大月間到達と引き続き組織化の課題

11秋の拡大月間では、〇〇〇人が自治労連の仲間となりました。年度末に向けて引き続き前年実績を増勢で迎えるため引き続き、秋の拡大目標を追求します。

(2) 2012年春の組織拡大月間での前進

①2月、3月を準備期間とし、4月、5月、6月にかけて「12春の拡大月間」を設定します。方針は別途、拡大執行委員会に提起します。

②新規採用者、未加入者に対する組合加入の働きかけを自治労連共済東京支部と連携して強めます。組織率向上に向け本部が主催する単組を限定した会議に参加します。(1月 日 自治労連本部)

③非正規・公務公共関係労働者組織化対策会議を定期開催します。

④自治労連が主催する「第24回組織集会」に、単組とともに主体的に参加します。(1月14・15日 千葉)

⑤介護労働者の組織化を前進させるために、試験会場での宣伝行動を行ないます。(1月29日 都内介護福祉士試験会場)

⑥三多摩市町村職連絡会における情報交換会を定期開催し、交流を深め自治労連結集をめざします。

(3) 非正規・公務公共関係労働者の処遇改善＝「誇りと怒りの大運動」

劣悪な賃金労働条件であっても、住民サービスを支え、重要な役割を果たしている非正規労働者の仕事に対する「誇り」を大切に、非正規労働者をモノのように扱い「雇い止め」を強行する自治体当局への「怒り」を共有し、均等待遇と人員増の実現をめざした運動を進めます

①自治体に直接雇用された労働者の雇用年限を撤廃させる運動を強化します。また、自治体キャラバン行動に反映させ、都内全自治体から雇用年限撤廃の運動を進めます。

②戦略会議報告に基づき、二重加盟役員の登録と「二重加盟役員会議」を3月に開催します。

③自治労連が主催する「第20回自治体非正規・公共関係労働者全国交流集会」に積極的に参加します。(2月4・5日、香川県琴平)

(4) 自治体関連の外郭団体における組織化

指定管理・PFIなど自治体職場のアウトソーシングにより、運営形態が民間企業に任されています。公共性を明らかにし、働く労働者の組織化を進めます。

2) 職場懇談会を軸にした組織強化

(1) 職場懇談を軸とした要求づくり

①働きやすい職場環境づくりのために、職場の隅々で懇談会を開催することを追求します。

②予算・人員要求前進のために、「語り場」「しゃべり場」など、要求闘争と単組活性化を結合させて取り組みます。

(2) 次世代役員育成と青年運動のさらなる強化

①核兵器廃絶、憲法改悪反対など平和活動へ青年が主体的に参加し、単組における次代を担う役員育成を視野にした行動を単組とともに進めます。

②青年部が主体となって開催する「青年自治研」の取り組みを推進します。自治労連主催の青年自治研集会(6月16・17日 滋賀)に、幅広い参加を追求します。

③自治労連政令都市職部会青年集会・組織集会へ積極的に参加します。(2月25～26日 愛知県犬山)

(3) ストライキ批准投票の高率批准をめざして

①1年間の産別における戦術行使権を確立させ、全国統一行動を成功させるために奮闘します。

②投票基準日は2月3日～17日とし、第44回自治労連中央委員会での確認後に単組に送付します。
(単組到着2月初旬)

(4) 第83回メーデーの成功に向けて

- ①第83回メーデーが代々木公園・井の頭公園で開催されます。過去最大規模の参加をめざします。
- ②本部にメーデー実行委員会を立ち上げ、中央実行委員会へ主体的に参加します。

3) 学習・教育、宣伝活動

(1) 学習資料の活用、教育宣伝活動

- ①自治労連が作成する、宣伝学習リーフを職場懇談に活用します。
- ②国民春闘ステッカー・ポスターを職場内外で活用します。
- ③自治労連機関紙・宣伝コンクールに、単組とともに積極的に参加します。
- ④自治労連が主催する青年ステップセミナー(2月25・26日 自治労連本部)・女性労働学校(3月3・4日 京都)・書記労働学校(2月3・4日)、に参加します。
- ⑤第32回自治体にはたらく女性の全国交流集会(6月2・3日 都内)に積極的に参加します。

(2) 地域における春闘

- ①自治労連は全労連公務部会と共同で、100万枚地域宣伝用チラシを作成します。住民・街頭・地域向けに単組とともに配布行動を展開します。
- ②地域労連に結集した春闘の取り組みを進めます。

4) 文化・スポーツ活動

(1) 囲碁・将棋大会

関東甲越ブロック代表を選抜する、囲碁・将棋大会東京都予選大会を行ないます。(5月予定)

(2) 野球大会

- ①東京自治体労働組合野球大会を開催します。(4月〇日、〇日)
- ②組み合わせ抽選、担当者会議を開催します。(3月 日 18時30分～)

7. 自治労連共済の春闘期における具体的な取り組み

- 1) すべての単組執行部が自治労連共済の「ミニ学習会」を開催し、組織強化・拡大と位置づけをし、「安くて、安心な保障内容」に確信を持ち、拡大の取り組みを進めます。
- 2) 新入職員・異動職員を対象とした「春の加入者拡大特別月間」をすべての単組で設定して、具体的な拡大計画と推進体制を作ります。
- 3) 新規加入組合員に対して、「共済プレゼントキャンペーン」など自治労連共済加入を一体で取り組みを進めます。
- 4) 自治労連共済の飛躍的發展のため、「共済未加入組合員30人に一人を加入させる」ための取り組みの具体化を図ります。
- 5) 東京支部主催の新人職員への「自治労連共済説明会」や加入促進行事などを積極活用して、組織拡大と位置づけて取り組みます。
- 6) 自治労連・自治労連共済主催の第19回共済学校に、組合役員・実務者が積極的に参加します。(2月10・11日 熱海市)

以上